

三木市立三木特別支援学校における生徒事故事案

に関する調査報告書（令和4年5月2日）

【 概 要 版 】

1 調査報告書の位置づけ

- ・調査結果及び評価結果の取りまとめ
- ・事故原因等を分析して、同様の事例の再発防止策を検討・提案
- ・事故に関係した団体や個人の行為につき、法的評価や責任追及を行うものではない。
- ・調査・検討経緯は別紙「三木市立学校における事故調査委員会の調査経過等の概要」のとおり。

2 事故の概要と評価

(1) 事故経過の概要

① 本件生徒について

事故当時 15 歳、自発呼吸はあるが、日常的に人工呼吸器を使用。気管切開あり。
中学部の重複障がい学級に在籍

② 三木特別支援学校について（本件事故時）

特別支援学校教諭免許状を有する教員は 10 名（養護教諭も含めた教員の約 48%）。

③ 経過の概要

本件生徒は当日（令和2年12月11日）朝の時点で特に異常なし。

一定のカリキュラム後、看護師と担任が本件生徒の装具を外すため体を持ち上げた際、本件生徒の喉から普段と異なる音を確認。

看護師は痰の詰まりと判断し吸引処置を開始したが、痰は引けなかった。

引き続き痰の吸引処置を行っていたところ本件生徒の顔色不良となる。

その後、他の看護師及び養護教諭も到着。

本件生徒の顔色がいっそう悪くなり SpO₂も悪化。心肺停止の状態と判断された。

人工換気、心肺蘇生処置に切り替え、同じ頃養護教諭が 119 番通報。

救急車、ドクターヘリの連携により、本件生徒は 119 番通報 52 分後に主治医が在籍する病院に収容。収容時には心拍再開していた。

治療するも脳死に近い状態。令和3年3月16日に同病院を退院。

現在も状況は変わらず、医療型障害児入所施設で治療中。

(2) 事故原因に関する考察

事故調査委員会は、結論として本件事故の原因につき、主として気道の深い所にあった痰の詰まりによって呼吸不全が発生した可能性が高いと判断するが、気管の攣縮による呼吸不全の可能性を排除するものではない。いずれの病態としても肺内への空気の出入りの悪い状況である肺胞低換気の状態となり、体内に炭酸ガスが貯留し低酸素血症に陥ったものと推察した。

上記結論に至る過程は次のとおり。

事故発生時点における本件生徒の循環や呼吸の状態は不明で病態は必ずしも明らかとは言えない。ただ、事故時に高度な低酸素血症に陥ったことは明らかであり、その原因として、下記の7つの可能性を検討した。

- ① 気道の深い位置での痰の詰まり
- ② 過度な吸引処置あるいは水滴の垂れ込みによる気道の攣縮
- ③ 加温加湿器の操作の誤り
- ④ 逆流による胃内容物誤嚥による窒息
- ⑤ てんかん発作（けいれん）
- ⑥ 不整脈等の心疾患
- ⑦ 脳血管障害

④～⑦の可能性は、事故当時の本件生徒の状態及び入院先病院カルテから排除した。

③の可能性も事実経過の推移から排除できた。

残る、①気道の深い位置での痰の詰まり、及び②気管の攣縮について、どちらの可能性も排除はできない。ただ、②はこれを支える事実が乏しく、①は病院入院中のカルテの状況とも整合的である。

(3) 事故の背景に関する考察

本件事故の結果回避可能性の判断のため、さらに事故の背景についても考察を要し、次の点を検討した。

- ① 重度障がい児に対する教育の重要性、学校という限界
- ② 医師の指示のあり方と遵守
- ③ 医療的ケアに関する研修の重要性とその充実の必要性
- ④ 職員配置（人事）
- ⑤ 保護者との連携等

(4) 再発防止に向けて（結論）

医療施設ではない学校において、本件生徒は高度な低酸素血症に陥っている。推測された事故原因を前提とすると、本件事故時に看護員らが痰の詰まりを除去して気道を確保しようとした処置は、医学的にみて基本に沿った救急法と評価できる。また、痰の詰まりを除去するために痰の吸引処置を行うことそれ自体も基本に沿った処置であることは間違いない。

本件事故当時の様々な状況から判断して、関係者の行為につき水準から逸脱した行為があったとは言えない。

ただ、後から振り返ってみれば、もう少し早い段階でバッグバルブマスクによる人工換気を開始することは可能であり、仮に人工換気が早期に開始されておれば、断言はできないものの、本件生徒の低酸素状態は、回避あるいはより短時間であった可能性もある。これを妨げた事情を背景事情から検討すると、次の点を指摘できる。

- ・ 吸引カテーテルを挿入する深さ、SpO₂低下時の人工呼吸器使用等、医師の指示書に記載された指示が学校の日常の中で必ずしも遵守されていなかった。
- ・ 医療的ケアを担当する看護師らは、事件発生年度に救急法に関する研修を受講していなかった。
- ・ 保護者、看護師及び学校管理職等の学校関係者の間で、医療的ケアを必要とする本件生徒の状況について密に情報共有がなされていない点が見受けられた。

以上のとおり、医師指示書の作成方法や遵守確保の点、看護師等の研修の点、そして保護者・看護師・担任等学校関係者らの間における情報共有の点という3点において、今後、改善すべき諸点を指摘できる。

3 諸提言

(1) 再発防止への提言

- ① 医療的ケアの内容を画する「医師指示書」について、主治医、保護者、看護師、担任、養護教諭及び学校管理職の全関係者が関与のうえ、医療的ケアを要する児童・生徒の状況を前提に作成するものとし、また、学校管理職はそれが遵守される仕組みを構築すること。
- ② 教育委員会及び学校管理職は、看護師が、医療的ケア及び救急法に関して最新の実践的な研修を継続的に受講できる体制を構築すること。また、教育委員会には、看護師を指導しその相談に応じるため、医療的ケアについて臨床経験豊富な看護師を常勤職員として採用することを検討するように推奨する。
- ③ 医療的ケアを要する児童・生徒の状況について、保護者、学校側（看護師、担任、養護教諭及び管理職）、主治医で共有するための仕組み（例えば、看護記録を保護者にも開示する、各学期の前に医師指示書作成のため全関係者参加のうえ会議を開催する、等。）を構築すること。

(2) その他の提案

- ① 教育委員会は、看護師の採用にあたって、医療的ケアその他必要な臨床経験を有するという事情を重視すること。
- ② 教育委員会は、医療的ケアを要する児童・生徒が在籍する学校に対し、できるだけ特別支援学校教諭免許状を有する教員を配置すること。

- ③ 教育委員会は、医療的ケアを要する児童・生徒が在籍する学校については、養護教諭を含む教員及び管理職に対して、医療的ケアに関するいわゆる第3号研修（社会福祉士及び介護福祉士法）のうち基本研修部分（9時間）の受講を可能とするような研修体制を構築すること。

以上

事故調査委員会 委員

委員長 西村善博（医師）
高野美由紀（教育関係者・医師）
永井光弘（弁護士）

(別紙)

三木市立学校における事故調査委員会の調査経過等の概要

- 第1回 (1) 日時 令和3年8月4日(水) 13:00~14:20
(2) 内容 事故概要の確認、今後の調査内容・方法の検討
※ 場所は特に断らない限り、三木市立教育センターで開催
- 第2回 (1) 日時 令和3年8月24日(火) 13:00~16:30
(2) 内容 関係者からの聞き取り ①本件生徒保護者、②本件生徒主任、③養護教諭、④看護師A
- 第3回 (1) 日時 令和3年9月14日(火) 13:00~14:30
(2) 内容 元主治医が在籍した病院のカルテについて検討
- 第4回 (1) 日時 令和3年10月13日(水) 12:50~14:50
(2) 内容 看護師Bからの聞き取り
- 第5回 (1) 日時 令和3年10月28日(木) 16:00~17:30
(2) 場所 三木市立三木特別支援学校
(3) 内容 現場での調査(事故当時の関係者の動き、医療機器配置の確認等)。学校長・看護師らの説明。本件生徒保護者(母)同席。
- 第6回 (1) 日時 令和3年11月30日(火) 10:00~11:30
(2) 内容 医療的ケア実施に関する改善策につき、三木市教育委員会からの聞き取り
- 第7回 (1) 日時 令和3年12月14日(火) 10:00~12:00
(2) 内容 養護教諭からの聞き取り(事故経過以外の部分)
- 第8回 (1) 日時 令和4年1月19日(水) 18:00~20:00
(2) 場所 元主治医が在籍した病院
(3) 内容 本件生徒の元主治医からの聞き取り
- 第9回 (1) 日時 令和4年2月8日(火) 13:00~15:00
(2) 内容 事故調査委員会報告書について検討
- 第10回 (1) 日時 令和4年2月22日(火) 13:00~15:00
(2) 内容 事故調査委員会報告書について検討
- 第11回 (1) 日時 令和4年3月10日(木) 18:00~20:00
(2) 内容 ①学校長、教頭(いずれも当時)からの聞き取り
②三木市教育委員会から教員等人事配置等の聞き取り
- 第12回 (1) 日時 令和4年3月16日(水) 9:30~11:30
(2) 内容 事故調査委員会報告書について検討

- | | | | |
|------|---------|----------------------|-------------|
| 第13回 | (1) 日 時 | 令和4年3月25日(金) | 16:00~17:30 |
| | (2) 内 容 | 事故調査委員会報告書について検討 | |
| 第14回 | (1) 日 時 | 令和4年4月12日(火) | 16:00~17:30 |
| | (2) 内 容 | 事故調査委員会報告書について検討 | |
| 第15回 | (1) 日 時 | 令和4年4月19日(火) | 10:30~11:30 |
| | (2) 内 容 | 事故調査委員会報告書・概要版について検討 | |

以上